

Title	一九五〇年代後期の日本の財政学における財政の本質および体系に関する問題： 前進のための若干の疑問の提出
Sub Title	On theories of the basic idea and the system of public finance in Japan in the period 1955-1960
Author	高木, 寿一
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	1960
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.53, No.8 (1960. 8) ,p.671(1)- 685(15)
JaLC DOI	10.14991/001.19600801-0001
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19600801-0001

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

新刊紹介

米山桂三著『産業社会学序説』	青沼吉松	64
日本生産性本部生産性研究所編『技術革新と日本経済』	尾城太郎丸	65
中国研究所訳編『現代中国经济史』	平野絢子	66
日本統計研究所編『日本統計発達史』	西川俊作	67

一九五〇年代後期の日本の財政学における 財政の本質および体系に関する問題

——前進のための若干の疑問の提出——

高木寿一

一、はしがき

いま日本の財政学研究者で、財政学の研究対象である財政または財政現象の本質、また財政学の体系について、殊に既成財政学が提示している本質概念および体系について、全面的に満足して何等の不満も持たないという人があるか。たとえば、その不満を表明しなくとも、内心は満足していないのではないか。

一九五〇年代後期の日本の財政学書において、これらの問題がいかに取扱われているか。いかなる形態でその不満が表明されているかを検討して、若干の疑問をもあわせて提出してみたいと思う。

例えば、武田・遠藤・大内力教授共著の「近代財政の理論」(一九五五年)では「これまでの財政学の著書のなかには……財政現象の本質とその運動法則とを明らかにすることによって、財政学を社

一九五〇年代後期の日本の財政学における財政の本質および体系に関する問題

会科学として確立するという点においては、なお、かならずしも、じゅうぶんな努力が払われてはいなかったのではないかと思われる……」という(同書、はしがき、一頁)。

また安藤春夫教授は「財政学原理」(一九五八年)で「いまや何等かの新しい財政学を構成する胎動期にあることはたしかであるが……過去の財政学をふりかえってみることは、新しい財政学をつくらうとするいまこそ、最も必要なときのように考えられる」という(同書、序、一一二頁)。

時子山常三郎教授は「財政本質論」(一九六〇年)で、「第二次大戦を経て「財政とは何か」が、あらためて問われざるをえなくなり、財政そのものの本質問題があらたな課題として歴史に上途してきた。財政学の方法と体系にまで立ち戻って問題とせざるをえなくなつた……」という(同書、はしがき、v)。また「今日、財政学の反

省の上で何より必要なことは、けっきょく、財政そのものの基本範疇とそれぞれの歴史的過程におけるその特質を明確化することである」(同書五七頁、六〇頁参照)。また「いまや、財政概念の純化の時期にきたのである」という(同書三二頁)。

時子山教授はマックス・クリューザーが新しいフランスの財政学文献について「現在の財政上の研究については、主要な出来事や名前を総括するにはあまりに距離が近すぎる」と云ったように、われわれの場合にも戦後の傾向を採り上げるには、なお歳月を待たねばならないようであると云って居られるが(財政本質論、二五一頁、二六五頁参照)、私は日本の財政学の前進のためには「なお歳月を待つ」ことをしないで、一九五〇年代後期の日本のこの問題に関する代表的財政学書に現われている解釈をとり上げ、また卒直に疑問を提出して教えを乞いたいと思う。それらの財政学書の著者たちは、その生涯をかけて日本の財政学を前進させようとしている人々である。財政学の研究に進もうとする後進者に少しでも役たつことであるとすれば、敢えて歳月を待たないことも許されるであろう。

ここでは外国の諸学者の解釈は引用しない。日本の財政学者が、外国の諸学説をも十分に吟味した上で、表明している解釈を引用し検討するのである。なお紙幅の制限などのために、引用する財政学書の全般に亘ることができないし、また引用も要約して表現する場合があることを許されたい。

の要旨は、三田学会雑誌(昭和三四年八月号)六一九頁に述べたからここでは省略する。私の解釈については右のいずれかを参照されたい。

一九五〇年代後期に発表された日本の財政学書について見ると、この井藤博士の学説に対する態度には三つの傾向があると思う。

(1)井藤博士の学説を肯定するもの (2)井藤博士の学説に対して批判的なものまたは一部否定的なもの (3)井藤博士の学説に全くふれていないものに大別することができるであろう。

(1)井藤博士の強制獲得経済を基本概念とする学説を肯定する代表的な学者として、安藤春夫教授をあげることができよう。

例えば安藤教授は、井藤博士の強制獲得経済説では、主体を財政本質の不可欠な要素としていないが、その理由はあきらかにのべている。したがって反論(井藤学説に対する反論)は、主体を財政の不可欠な本質的要素であることを十分に反論しなければ、それは反論にならないという(財政学原理、一一八―二〇頁参照)。

また井藤博士の「強制獲得経済説に対する批判は、さらに経費論にもむけられた。財政の本質を強制獲得経済にもとめるとすれば、経費は獲得(収入)ではないから、財政学の対象から逸脱しなければならぬはずである。これは現実とのいちじるしい矛盾である。さらに収入と経費とは密接な関連をもち、そのいずれかを切りはなしては、財政を考へることができない。経費論を財政学から追放するのは、財政学の機能を減殺するものである」というような批判である。

一九五〇年代後期の日本の財政学における財政の本質および体系に関する問題

二、強制獲得経済概念に関する
安藤・井手・木村教授の解釈

井手文雄教授は「新稿、近代財政学」(一九五九年)において「本書では財政をもって国家の経済としているが、これに対しては異説がある。いま、財政の概念に関する諸説を大別すれば、(A)財政は国家の経済そのものであるとする説 (B)財政は国家の経済の一部分であるとする説 (C)国家の経済の一部分が財政の一部分であるとする説の三種とすることができよう」という(同書三三頁参照)。そして、このC説の代表的主張者は井藤半弥博士である。そして井藤博士が強制獲得経済概念によって財政および財政学の独自性を確立されたことは、たしかに卓見であり、その業績は高く評価されなければならないと云う(同書三五―七頁参照)。

安藤春夫教授は、「財政の特質を方法論上もつとも徹底的に、もつとも精細に、強制獲得経済にもとめ、財政学の論理的構造を示したのは井藤博士である」という(財政学原理、一九五八年、一一五―一六頁参照)。「井藤財政学が発表されるや、財政本質論とこれにむすびつく経費論を中心として、日本の財政学界に空前の学問的問題をひきおこし、現在なおつづいている」という(同書一一八頁)。

井藤半弥博士の学説については、既に慶應義塾創立百年記念、経済学部「日本に於ける経済学の百年」下巻所収、昭和年代初期に於ける財政学説の転換過程、第七章で詳しく検討した。なお、そ

る」(同書二二頁)。このような批判に対する安藤教授の見解は、第三篇、経費論の第三章「経費論の財政学的限界」に述べられている。(この章は私にとっては特に興味深い)この問題に関する私の解釈は本誌三四年八月号七一八頁を参照されたい。

「経費には財政学的側面(権力的・統制的側面)がある。それは収入と直接・密接にむすびつく側面のことであって、これだけが財政学の領域となるにすぎない」という(同書二七二―四頁参照)。

そして「財政学における経費論は、収入に関係ある領域を限界とすべきであって、この経費論をこえる経費論は、他の科学たとえば経済学や国家政策論に、一任すべきであるとかんがえられる。このような見方にたいし、財政学の現実性とか実践的指導性を失わしめるものであると批判するためには、なによりもまず、この批判に値するような財政の本質と、財政学の構造とを、示さなければならぬであろう」と強く云い、き、っている(同書二七五―六頁参照)。

井手文雄教授は「財政は国家・公共体の経済に個別経済であって、国家一具体的には政府」という主体を有し、その意志の支配の下に、収入と支出なる対応する部面より成り立つところの、計画的に営まれる経済即ち計画経済である。財政が公共家計の称ある所以である」。また「資本主義社会においては、財政は総合経済である国民経済の一構成要素である」。財政の主体は国家即ち権力的統治団体である。「財政は収入と支出の両面において強制原則が支配する。しかもこの強制原則は公共性を内包するところのものである。……」

一般に財政は強制共同経済と称せられる。しかしこの場合には主として、収入面の強制性、特に租税の強制性が着眼されている。しかるに、私見によれば、租税はもとより、その他の収入および経費の全面に亘り、強制的要素が浸透しているのである」という(新稿、近代財政学、四一五頁、九一〇頁、一一一三頁参照)。

井手教授は「財政をもって国家の経済とし、収入獲得部面のみならず、経費支出部面をも、財政現象の中に包摂している。この立場は、財政の他の個別経済に対する特質を強制性に求めているが、この強制性は、単に国家の収入獲得方法においてのみならず、経費支出方法においても認められるという見解にもとづいている」という(同書三九頁)。さらに「国家経済の目的は公共欲望の充足にあるから(少なくとも表面的には)……財政の特質は、くわしくは、その強制性と欲望の公共性(表面的またはソルレンとしての)に求められるべきである」という(同書、四〇頁および一四頁参照——本稿一三頁参照)。また「財政政策は常に(少なくとも産業資本主義の成立期以降は)生産原則によって支配されてきた。その生産原則の本質は、それによって支配せられる財政の本質そのものであると考えられるであろう。即ち資本主義下における財政は、常に、資本主義的生産力に奉仕するものである」という(同書七一三頁、九六一七頁、三六二—三頁参照)。

井手教授は「財政学の課題」(総論、第五章)について、財政学は財政現象、即ち国家の経済を研究対象とする。財政は本質的に政策

現象であり、政治的現象の経済化されたものである。財政は政治と経済の接点だとか、政治と経済との中間項だとか云われるのはこのためであるという(同書九八頁参照)。そして「要約すれば、財政学は、まず政治の経済化たる財政から、国家欲望の実体をつきとめ、次に一転して、国家欲望を基準として、財政の効果の秤量、即ちどの程度に財政が国家欲望を充足するか、又は実現しないかを明らかにしなければならぬ。そしてこの一連の検討によって、財政の社会経済的意義、その歴史的役割を認識すること、これが財政学の課題である」という(同書九九頁参照)。

木村元一教授は「近代財政学総論」(一九五八年)において、「共同欲望論の系統からくる諸説は家計ないし経済性を強調し、強制獲得を重視する諸説は手段獲得の強制性に財政の根本的標識をもとめて、経費論を問題のそとにおこうとする。……強制経済説は、財政における政治的要素を、強制に、集約して表現する。政治的要素を強調する点はただししが、強制に執着して、強制性のもっとも顕著にあらわれる収入獲得面のみを、財政なり、とするのは、財政経済というものの体系的統一性を犠牲にするおそれがある。また、もし、強制性を公共性から切りはなし、たとえば独占的企業のはあいにも、価格の決定を一方的におこなうという理由で、この企業活動を財政活動とみるのは、公私の区別を無視するきらいがある。……強制獲得説においても、経済一般から財政を区別する標識は、手段獲得の強制性にもとめられ、したがって獲得される手段について、

とくべつの限定がなされない。物財でも労務でも貨幣でもよいのである」という(同書四四—五頁参照)。

三、時子山教授の財政本質論について

財政の本質に関して、最近に発表されたものは、時子山教授の「財政本質論」(一九六〇年)である。

時子山教授は「歴史的事象とその相互関係は固定せず、可変的なものであって、それらの思维形象である概念も、同様に変化および転化をうける。ほんらい、それらを固定した定義のなかに閉じこめることは許されえない。それらは歴史あるいは論理的の形成過程において展開されるのであって、このような視点からは、財政概念にしても固定した定義のなかに閉じこめることはできない。しかしながら、それにもかかわらず、われわれは歴史的事象の中から、財政学の対象を探り出すためには、それがなければ財政といえないもの、或いは歴史的事実性を有するものとしての財政概念を前提とせざるを得ない。要するに経験的研究の前提となり財政学の基礎となる財政なるものの普遍的形態、それぞれの時代に於けるそれらの歴史の規定が掲げられていることが必要なのである」という(同書、「はしがき」および三二—三頁参照)。

時子山教授はこのための方法として歴史的發展に関する技術的解釈の方法を採っている。

「それがなければ財政といえないもの、科学的加工にとって普通

一九五〇年代後期の日本の財政学における財政の本質および体系に関する問題

的な規則となるもの、すなわち、財政の根形態(Urtum)あるいは範疇と云う点に着目すれば、けっきょくわれわれが見届けたものは家政であり、そこに於ける歴史の財政は国家家政を主体とする「国家公家政」である(同書、「はしがき」および一二七頁、一三二頁、一五二頁参照)。

今日では問題の中心は、従来のパブリック、ファイナンスに対してフィスカル・ポリシーをどう解釈し、あたらしい発展をどのような体系、本質の上に整序するかにかかっている。そしてこの問題は依然として未解決のままである(同書、「はしがき」および一四頁、一六頁、一八頁、二六頁、四一頁参照)。

時子山教授が到達したところは、「フィスカル・ポリシー」以来の発展も、従来と同じく「家政」の範疇にある。しかし、その主体はたんに「国家家政」ではなくして「国民家政」であり、歴史的財政としては「国家公家政」から「国民公家政」への発展である。……財政を「国民公家政」として捉えることによって、フィスカル・ポリシー以来の発展を財政の体系と本質に従って整序することが可能になる」という(同書、「はしがき」)。

時子山教授は、財政の根形態は「家政」であり「公家政」であるというのであるが、特に家計 Haushalt とは云わずに Haushalt—öffentliche Haushaltung という(同書一三一頁、一五一—二頁、一八八頁参照)。

いかなる学問の領域でもひとたび定立された既成の体系は容易に

新しい発展にその地位を譲るものではない。特にわれわれの場合には、財政社会学にしても、フィスカル・ポリシーにしても、旧体系に代位し得るだけに整序された形で展開されたものではなかった(同書二四頁、二六頁、二〇頁、二六頁参照)。

財政の本質という点から見れば、イギリスの財政学におけるパスケル、シラス(ドイツ正統派財政学の系統)とピグー、ダルトン、ヒックス(厚生経済学の系統)の両系統ともに、財政を国家(公共体)の家政であり、財政の特質を需要充足財政に見出して、既成財政学の枠を出していない(同書二五―七頁参照)。

財政学は、その体系と本質について、すでに半世紀以上にもわたって問題とされ、とりわけ現実との不照応のために批判的財政学の出現を見ながらなお課題が解決されていない(同書二六頁参照)。

ダルトン、コルム、そのほか財政学は政治学と経済学の Border-line Science であるという学者があるが、これに対して時子山教授は、これだけでは財政学自身を諸科学の交錯の中で混迷してしまふはかはない。財政の本質と領域を混迷させてしまっているという(同書三九頁、四三頁参照)。

いま財政学にとって問題なのは、財政そのものの基本的範疇と歴史過程におけるその特質を明確化することである。それぞれの財政事象を選び出すためには、何らかの基本的範疇が前提されており、また歴史的・社会的特質が捉えられていなければならない。要するに、歴史的・社会的諸関連の中における財政をいかに捉えるかが問

題である(同書五七頁、六一―二頁参照)。

時子山教授は、今日何よりも問題なのは、財政経済理論の存在拘束性が大きな課題として残されており、あらためて方法上の根本的な反省が必要となってきたことであるという(九〇頁参照)。

時子山教授は「近代財政がブルジョア国家の財政としての歴史的性質は、ブルジョアのもつ社会的支配力の集中的表現として国家権力を行使する機関としての国家の公家政として現われたが、いまや、地域・共同社会としての国の公家政としての意義と役割を帯び来たるうとしているという……」(一六八―七二頁)。近代財政は機関としての近代ブルジョア国家の財政の主体はいわゆる国家家政主(State-Sovereign)にはかならないが、地域共同社会としての全体社会(国)(Volkswirtschaft)となる(同書一七一―三頁、三〇五頁、三〇九頁参照)。

財政が公家政としての範疇にあることに変わりはなく、財政は家政ほんらいの在り方をもってはっきり分化してきたのである(一七三頁)。そして財政を国民公家政の姿において捉えることによって、混濁化している財政と財政ならざるものとの関係を明確に判別することができ、財政概念の純化が可能となりうるのである(一七六頁)。
Fiscal Policy においても、伝統的な国家公家政観の否定というより、旧体系の拡充が見てとれる。……Fiscal Theorists は財政の体系や本質については、もとより問題にしようとしていない。国

民公家政の立場を、みずからはそれとして理解しないで採っている(同書二八九―二九〇頁参照)。

国民家政的配慮は、実は、従来といえども行なわれなかったのではなく、今日あるとともに、かつてもあつたわけである。しかし、それは事実上迫られて冥合のままに行なわれただけで、国民公家政的配慮に基づくものとして、はっきり意識において捉えられてのことではなかった(同書三〇六頁参照)。

財政学において、今日なお欲望論が支配的であるけれども、財政主体の充足すべきものは理性的に認識された共同生活上の必要―公共必要である(同書三一五頁、三二五頁参照)。「われわれにとって、財政需要の強制性は公共必要から派生したもので、財政自体は、本質において強制性を具えているのではない。……従来は反対に：財政の強制性が不当に強調されてきた」という(同書三一七頁参照)。また、マルクスの解釈を引用して「われわれの財政概念も、歴史概念として、それを固定した定義の中に封じ込めることは許されない。事実、財政概念は近代にきては近代の、そして近代の進行過程に照応して発展している。したがって、かつてあって、今日あるものとしての財政の普遍的規定を求めることは、このような観点からは、不可能である」という(三二二頁参照)。

時子山教授は「国民公家政たる概念が、現段階の歴史概念であるとともに、最も明らかな事象のもとで、最も分化した形態で捉えられた本質規定である」と結論する(三二二頁、三二五頁参照)。

一九五〇年代後期の日本の財政学における財政の本質および体系に関する問題

四、マルクス主義財政諸学者の

基本概念と法則の問題

日本におけるマルクス主義財政学体系の最初の且つ代表的なものは、大内兵衛博士の「財政学大綱」(上巻、昭和五年。中巻、昭和六年)であった。「財政学大綱」については、前掲、経済学部記念論文集、下巻、九五―一四頁を参照されたい。

大内博士が大内・武田共著「財政学」(一九五五年)において表明されている基本概念をここに要約する。財政とは政治団体がその属する社会を支配するために必要な物資の取得と使用について行なう計画的な行動である。支配とは社会的な行動であり、公的な理由がある。財政は国民経済に対して外的な経済である。財政はその性質上、社会的階級的利害、国民の個々との利害に超越的なものではない。具体的問題から出発して財政一般を問題とするとき、資本主義の社会基礎の上に立っている近代国家の財政を対象とすればいい。近代国家は大いに中央集権的な国民的統一国家である。近代資本主義社会は人民の社会であるが、それだけでなく国民的なものである。一定の組織または制度があつて、その力・その活動によってその社会が維持されている。その活動は力を支柱として人民になされるから支配と名づけられる(同書二六頁参照)。

大内博士は「財政学の法則と任務」について、われわれがマルクスに従って財政を研究するならば、われわれは何よりも財政を以

て、「ブルジョア社会の国家形態への総括」の手段としなくてはならぬ。それは政治現象の原因を経済社会のうちに見つけ出すという方法であろうという。そして「われわれの財政学を次の如き位置におくべきだと考える。すなわち、財政学は政治の経済学である。それは経済の政治面における現象（財政）についての学である」。われわれの財政学は財政の政治性の特色を十分に明らかにすべきであることを強調している（同書四五―七頁参照）。

一九五〇年代後期におけるマルクス主義財政学の代表的なものは、武田・遠藤・大内力の三教授共著の「近代財政の理論」と、鳥恭彦教授の著作であろう。

武田・遠藤・大内教授共著「近代財政の理論」（一九五五年）において、前記のように、これまで財政の本質とその運動法則とを明らかにする努力が足りなかったことを指摘して（本稿一頁参照）、「われわれは、かねてから、財政学の科学的な展開のためには、財政現象を資本主義の必然的な所産として把握しなければならぬ」と、しかもそれはたんに平面的な歴史的過程ではなく、一方に……資本主義の世界史的發展にもかかわらしめつつ、他方では先進資本主義国と後期資本主義国という類型的差異にかかわらしめつつ、把握しなければならぬことを強く意識していた」という（同書、はしがき、および六六頁参照）。

「財政は公権力体の経済だといいなおしてもいい。典型的な財政現象を見ようとすれば、国家と地方公共団体の財政に着目すればいい

義の、経済という概念にとられるよりは、財政を財政として、階級社会に特有な一現象として理解したほうがいいのである」という（同書四頁参照）。

財政は一般的抽象的に理解するならば、公権力体が経済社会の生産物の分配に、二次的に参加することによって、自己の物質的基礎を維持してゆく現象として把握することができるであろう。このように抽象的に理解する限りでは、財政は公権力体―国家が存在する限りつねに存在し、階級社会には常に伴うものと見ていい。しかし国家が、どのような形で、社会生産物を支配し、それをどのように消費するかという点になれば、もはや、どのような階級社会でも共通だというわけにはゆかなくなる。それは社会の経済体制が異なるのに対応して異なった形態をとってあらわれると云わねばならない（同書五頁参照）。

われわれが、財政を科学的に研究しようとする場合には、けっして、歴史的に異質な財政を一括して、財政一般として取扱うわけにはゆかない。むしろわれわれは、「財政」の歴史的に特殊な形態に着目し、それを分析することによってはじめて財政一般についても科学的な知識を持ち得るのである。ところで、もし、このような歴史的に特殊な財政の形態の問題にするとすれば、それは近代財政もしくはその完成されたものとしての資本主義的財政でなければならぬ。資本主義社会に於て始めて、経済現象がひとつの自律的な法則をもった現象として現われることに対応して、ここではじめて財政

一九五〇年代後期の日本の財政学における財政の本質および体系に関する問題

い。国家が何故に階級社会において必然であるか、国家の本質は何かを論ずることは、国家論の課題で財政学の問題ではない。財政学はただ階級社会においては国家は不可避の存在であることを前提しておけば足りるのである……国家の活動は当該社会の生産関係の維持のための活動だといっていいであろう。資本主義国家については、資本主義体制の維持を目的として活動しているにほかならない。これまでの財政学が国家の追求する目的を、共同欲望という概念であらわしたが、決して国民のすべての共通の欲望ということではない。……むしろ一定の生産関係―一定の階級関係の維持として理解されなければならない」という（同書二―三頁参照）。

国家活動を裏側から見れば、一定の財貨の支配とその消費とが、すなわち一種の経済活動がある。財政は公権力体の経済だと、われわれがいうとき、それはこのような国家活動の経済的な側面をとらえているにほかならない。それ故に財政は、政治の物質的基礎だといってもいいし、政治と経済とを結ぶ媒介項だといってもいいわけである（同書三―四頁参照）。

経済社会の一構成単位というみで、財政はしばしば個別経済であるといわれ、またそういうものとして一種の家計であるともいわれているのであるが……財政は生産に参加するという意義を原則として全く持っていない。それ故に、また、それは生産物の分配に公権力的参加を要求する以外にはありえないという性格を持つのである……われわれは、財政が一種の経済であるという、これまでの定も、その経済と政治を結ぶ媒介項という本質が最も明確な姿で確立されることになるからにはならない（五―七頁、六六頁参照）。

国家は国民から貨幣を徴収し、生産物を購入するから、社会の生産物の一部が国民から国家に移されるが、注意すべきは、国家によって調達され消費される商品と労働力は、再生産外の消費であって、直接社会の物質的生産に役立たないことである（同書七―八頁参照）――本稿一四頁参照）。

武田・遠藤・大内の諸教授は「社会科学としての財政学について、財政学は近代財政あるいは資本主義財政を研究の対象とする社会科学の一部門でなければならない」という。ある時代・ある国の財政ないし財政政策も、財政思想についても、それらがいかに必然的に生じ、またいかに必然的に廃棄されるをえなかつたかを明らかにして、その歴史的意義と限界とを指摘しうるものでなければならぬ。「まさに資本主義を資本主義たらしめているものから出発して、その経済的基礎構造と運動法則とを統一的・一貫的に説明することができるようなものでなければならぬ」という。財政学は先ず第一にその基礎に経済学の原理論をもっていなければならない。財政はその原理論のたすけをかりて「財政ないし財政政策が、資本主義にとっていわゆる「上部構造」であることを確認するとともに、それを「下部構造」たる資本主義経済関係の変化、発展と関連せしめることが必要である」という。これがこの三教授の共著「近代財政の理論」を貫く基本観念である（同書六六―七頁参照）。

一九五〇年代後期における島恭彦教授の財政学の基本的課題に関する見解は「財政学の方法と対象」(近代財政学講座、第一巻、現代の財政理論、一九五七年)と、「現代の国家と財政の理論」(一九六〇年)に示されている。

島教授は「すべての学問と同様に、財政学もまた、その対象の特殊な性質によって規定されている。財政学の対象、つまり財政とは「国家または公共団体の経済である」と一般に云われている。こう云う簡単な定義でも判るように、この経済はその主体が国家や公共団体であることによって著しい特質を持っている。またそうであればこそ、財政学という学問の分科がでてくる。……租税がどんな「目的」で、またどんな制度的仕組によってとられるか……経費がどんな目的のために支出され、どんな国家活動をひきおこしたかを見落すならば、それは経済理論であっても、財政理論ではない」という(財政学の方法と対象、三頁参照)。

近代経済学の財政理論は「国家の経済」としての独自性を見うしなっている。財政全体を規制しているものは政治的意志決定である。財政を規制する政治的意志決定の過程を財政学の対象からははずすことはあやまりであるという(同書七頁参照)。

島教授は財政学の方法と対象を極めて簡明に説明している。「私たちは経済学、会計学、経営学のグループと、政治学、行政学、社会学のグループとの二つが整理、分類されると思う。そして前者は一応社会の下部構造を対象とし、その運動法則を研究する学問であ

り、後者は社会の上部構造、権力等を対象とし、それらの運動法則を研究する学問であるということが出来る。……つまり、上部構造としての国家権力の運動法則を究明しようという政治学は、下部構造の運動法則を究明する経済学から全く無関係に成立しえない。下部構造を研究する経済学についても同様のことがいえるであろう。下部構造と上部構造の相互関係を究明することが出来る、始めて社会全体の歴史的運動法則が明らかにされる。こういう法則を明らかにすることが、さきの二つの学問のグループを総合した意味での社会科学であり、財政学はその一分科である。したがって、財政学はこういう意味での社会科学の方法を駆使することができて、始めて有効に成立するということを、まず強調しておかねばならない」という(同書八―九頁参照)。

島教授は、せまい意味の経済学ではなく、上部構造の認識をもそのなかに含むことのできる経済学に関して、コルムの「財政学は狭義の経済学を決定的にこえる学問である。しかし、もし経済学をふたたび政治経済(ポリチカル・エコノミー)の科学として規定するならば、財政学は経済学の一部門であろう」という言葉は味わってよいであろうという(同書九頁参照)。

また、予算制度・財務行政について「財政学は予算制度や財務行政の発展法則を政治経済の相互連関のなかでとらえる学問である」という(同書一頁参照)。

島教授は「現代の国家と財政の理論」(一九六〇年)において、現

代資本主義論の一つの中心問題は、現代資本主義に於ける国家の役割であった……現代資本主義の、とくにその国家の法的な認識を怠ったことは、現代資本主義論の主要な誤りであるという。国家の新しい機能の拡大を考察しながら、それと不可分の関係で行なわれている、古くて、かつ新しい軍事的・抑圧的機能の拡大をみていくこと、この二つの機能を統一的にとらえること、そしてそれを財政の領域で実証してみることが、この書の主要な課題――第一の目的である。

この書の第二の目的は、財政学のシステムについての提言である。島教授の試みは、財政論を現代資本主義の法的認識の上のせてみることである。現代財政の法的認識である。島教授の提言する財政学のシステムは、財政学が現代資本主義論＝経済学の一環であることを当然前提としているのである(はしがき、一―二頁参照)。

財政は以前から「国家と経済」とをつなぐ位置にあると考えられていたが……「現代の財政学はとりわけ「国家と経済」について広い展望を持たなければ、その理論を発展させることはできないし、また逆に云えば、現代の財政学が財政政策をよく分析することができたら、そこから現代資本主義の「国家と経済」についての展望を大きくきりひろくことができるに違いない」という(第一章、二頁参照)。「安価な政府の理想や理論は一つのブルジョア・イデオロギ―であり、政治的要求であり運動であった。ブルジョア民主主義や自由主義経済学の要求であった(同書、四頁および二一―六頁参照)。

一九五〇年代後期の日本の財政学における財政の本質および体系に関する問題

島教授が経済的自由主義に関連して、「人は対立関係に立てば、よく相手の立場を見あやまり、自己の本質をおおいかくすものである」といっていることは、考えさせられるよい言葉であると私は思っている(同書四頁、七頁参照)。

島教授は現代資本主義の理解のためになくはならない鍵は、(一)国家の役割とか、その社会統制は資本主義経済の発展そのものが生みだすものだという事、(二)そのような国家の役割を資本主義の法則とか基本的矛盾とかを全く変えてしまうように考えてはならないことであるという(同書八―九頁参照)。

「歴史の段階の立て方というものは、政策やイデオロギーの面にだけ限られるものではなく、その中に生産関係についての認識を持たねばならない」という(同書九頁参照)。

島教授が、国家独占資本主義論に関連して、「それが誰の理論であろうと、わたし達は過去の理論から学ぶべき点があると同時に、時代的背景の相違という事を感じずにはいられないものである」と(同書二四頁参照)いっていることに私は同感を持つ。それぞれの理論の歴史的性格と、それを規定するものが何であるかということである。

島教授は「総じて資本主義体制を維持しようとする資本制国家は、階級支配を権力的に組織する権力行政と、資本主義経済をコントロールする管理行政をかね行なっている」(同書三五頁参照)。「国家のもろもろの管理経済は、資本が経済法則(価値法則)の盲

目的な貫徹とその破壊的な作用からまぬがれようとして、よび出し
てくるものである……資本主義的管理経済は、それがどんな形態を
とろうと、生産の社会性と私的所有の私的性質の矛盾を克服するこ
とはできない」という(同書一〇三頁参照)。この国家の管理経済
について、財務行政による社会経済の管理統制として「フィスカ
ル・ポリシー」と呼ばれるものがあるという(同書一〇四頁参照)。
財務行政が社会経済のコントロールという重要な役割を担うように
なってきたかを説明として、現代財政の社会経済的な機能―財政規
模の量的な拡大がもたらした質的な機能変化があるという。そして
「フィiscal・ポリシー」とよばれる政策は、現代資本主義の管理経
済の最も重要な手段となった」という(同書一〇二―一〇三頁参照)。

五、若干の疑問の提出

一九五〇年代後期における日本の代表的財政学書と見ることので
きる前記の諸著によって、私は教えられるところが多いことを感謝
しているが、それとともに疑問も誘発されている。

(1) 財政の本質概念について

かつて井藤博士は、財政学概念構成の中心概念は、現代財政生
活に対する論理的先天性たることに、この財政生活の前提に対す
る概念および歴史的制約を自らの内に結合するものでなくてはな
らない。あらゆる財政現象の基礎である観念であるとともに、財政
が歴史的観念なる理由によって歴史的事実性を持たなければならな

いという。そして財政科学の基本概念をなすもの―財政概念は強制
獲得経済であるというのである(井藤半弥、財政学原理、昭和六
年、四七―五〇頁、本誌三四年八月号六一―七頁参照)。

前記のように、この井藤博士の財政概念に対して、安藤教授は全
面的に肯定し、井手教授と木村教授は一部否定的である。

時子山教授が「財政本質論」の結論で「国民公家政たる概念が、
現段階の歴史概念であるとともに……本質規定である」(本稿七頁
参照)と表現していることに私は少しく疑問を感じる。時子山教授
も云っているように「いま財政学にとって問題なのは、財政そのも
の基本的範疇と歴史的過程におけるその特質を明確化すること
である」(本稿六頁参照)。時子山教授の解釈において、財政の基本
的範疇は「公家政」ということである。財政の普遍的な基本的性質
を規定するもの―財政概念の本質的規定は「公家政」であるといっ
て居られるのではないか。「国民公家政」という概念は「公家政」
を本質とする財政を現代の歴史的な発現形態(姿)において捉えて
いるのである。時子山教授の財政の本質概念であり、歴史的事実性
を持つものは「公家政」である。従って「国民公家政たる概念が……
本質規定である」と結論されることに疑問を持つ。

財政の本質に関する概念規定について、或る混乱とも云うべきも
のがあるように私は思う。

井藤博士が強制獲得経済という場合に、経済を欲望充足手段獲得
に関する活動と組織の意味に解している。財政活動が経済財の獲得

活動として、その方法に強制性を持っているというのであろう。こ
れに対して、財政活動は目的行動として、権力的支配のための行動
であり、或は公共欲望充足のための行動であると解して、その目的
によって財政の本質を理解しようとする考え方もある。財政活動の
方法に強制性を認めるか、財政活動の目的に強制性(権力性)を認
めて、財政の概念を規定するか―目的と方法を統一して把握す
ることが求められているのに、まだここに解釈の混乱の原因が残存
していないであらうか。

例えば井手教授は、収入および経費の全般に亘って強制的要素が
浸透している。……この強制性は……経費の支出方法においても認
められる。国家経済の目的は公共欲望の充足にあるから、財政の特
質はその強制性と欲望の公共性に求められるべきであるという(本稿
四頁参照)。この強制性と公共性については木村教授もふれている
(本稿四―五頁参照)。時子山教授は、財政需要の強制性は公共必要
から派生したもので、財政自体は本質において強制性を見えていな
いという。そして財政主体の充足すべきものは、理性的に認識され
た共同生活上の必要―公共必要であるという(本稿七頁参照)。

これに反して、武田・遠藤・大内力教授は、この共同欲望なるもの
は決して国民のすべての共通の欲望ではないという(本稿八頁参
照)。大内博士そのほかのマルクス主義財政学の人々は、財政の概
念(歴史概念)において権力的支配のための(目的)行動として、
財政の政治性を強調する。例えば島教授は財政活動の「目的」およ

び政治的意志決定を強調する(本稿一〇頁参照)。

財政の本質概念を(歴史概念として)、財政の社会経済的機能―
それぞれの歴史的段階において財政(資本主義財政)に要求され、
またはその財政が現実に実現している社会経済的機能に捉えている
解釈がある。例えば井手教授は「……その生産原則の本質はそれ
によって支配される財政の本質そのものである……」(本稿
四頁参照)。また時子山教授は、国家財政の主体は国家家政主か
ら国民家政主に、公家政である財政は国家公家政であることから国
民公家政に発展し……国民公家政たるものが、現段階の歴史概念で
あり、本質規定であるという(本稿六一―七頁参照)。この場合に、
財政の本質に関する概念が―ここでは歴史概念が―財政活動の
主体に要求されまた現実に財政活動が持っている社会経済的機能の
うちに求められているのではないか。私は財政の本質を、財政の社
会経済的機能に求めることには疑問を持っている。

(2) 財政学における法則と体系について

木村教授はこれまで財政学で定立された法則といえ、ワグナー
によって定式化された「経費膨脹の法則」ただ一つであったといっ
て過言でないが、これは厳密な意味での法則ではないという(近代
財政学総論、一五一頁参照)。武田・遠藤・大内教授も、すくなくと
も法則とよぶことによって、それ自体が自律的な自己運動をする必
然性を持った現象であると理解されるとすれば、それは(ワグナー
の「経費膨脹の法則」なるものを法則とよぶのは)誤りである。自

律的な自己運動は資本主義自体の発展にあるので、経費の膨脹はその財政面への反射にすぎないという(近代財政の理論、九八頁参照)。井手教授も法則というに値しないことを認めている(新稿、近代財政学、二六八―九頁参照)。

財政の運動法則を求めるとすれば、武田・遠藤・大内教授がいう運動法則なるものも、鳥教授が「現代財政の法則的認識」という場合にも、それは鳥教授がいう歴史的运动法則という意味に解してよいであろうか。それとも、かく理解することは誤りであろうか。(本稿八―九頁、一―頁、一〇頁参照)。

そこで、この財政の歴史的运动法則が発現する過程を示し、それを私は客観的・必然的な財政の発展過程と云いたい。が「財政の発展法則の表式を求めたいと思う(私自身も決して完全などとは思っていないが、私の解釈は、財政学十五講、一三三―一四八頁、および近代国家財政の理論、一七三―一九三頁、三三―一頁に示してある)。そしてこの財政の歴史的运动法則の発現過程のうちにおいて、財政学の諸課題の地位を整理することは、財政学の新しい体系の形成に接近する途ではないかと思っている。その結果は従来の財政学の体系および内容とは著しく違うものになるのではないかと思う。

(3) 財政活動の形態および国家給付の形態について

近代財政活動の諸形態について、さらに財政活動によって作出される国家給付の形態についての一般の解釈について私は疑問を持っている。また租税に関する問題でも、この二十余年の間私は消転と

流通税とを否定しているが、前記の諸学者のうちで消転を否定しているのは鳥教授だけであり(財政学原理、一四六頁)、流通税を否定するのは武田・遠藤・大内教授だけである(近代財政の理論、一五七頁)。

ソ連の「経済学教科書」の日本語が刊行された時から、その序論で社会生産物の生産的消費と個人的消費だけを云って、国家(公共)消費という事実を云わないこと、租税の前転だけを云って後転について云わないことは私は重大な欠陥であると考えると云った(例、本誌三一年十月号九―一〇頁参照)。その後、井手教授も後転についてふれていない誤りを指摘している(新稿、近代財政学、一六一―一三頁参照)。しかし、国家消費の問題にはふれていない。武田・遠藤・大内教授も、国家によって調達され消費される商品と労働力は、再生産外の消費であると云っている(本稿九頁参照)。従ってソ連の「経済学教科書」の誤りを認めておられるのだと思うが、特にそのことを指摘していない。その誤りが余りに明白であるので黙殺したままにしているのであろうか。

移転的経費―国内的貨幣給付費についての武田教授と木村教授の解釈にも疑問がある。武田教授は「貨幣給付費といっても、そのなかには地方公共団体への交付金もあれば……」と云っている(近代財政講座、第3巻、二四頁参照)。木村教授は一般会計歳出を分析して、「地方財政費は中央から地方への純然たる移転的経費である。地方へ交付された交付税がいかなる費目に充てられるかは、ここで

は確定できないという(近代財政学総論、一六二頁参照)。ここに

いう「地方財政費」は地方交付金で地方団体の一般財源となるものである。私は移転的経費または国内貨幣給付費は、その経済社会の public sector から private sector への資金の移転であって、貨幣および用役を対象としない財政支出を意味するものと思う。国から地方団体の一般財源として交付される資金は、国の支出としては未だその用途が確定していない。そのことは移転的経費Ⅱ国内貨幣給付費になるか、またはならないかが未だ決定していないのである。 public sector 内の資金の移転であって、移転的経費または国内貨幣給付費であると断定する条件はまだ備わっていないと思う。

財政活動によって作出される国家(公共)給付について、前記の代表的財政学書はいずれも、貨幣給付という形態の国家(公共)給付があることを全く云っていないのは不思議である(私の見落しであろうか)。国家給付は用役給付と貨幣給付だけではなく、貨幣給付があることを、なぜ云わないのであろうか。この約二十年間に、現実の事実として、対外的貨幣給付および対内的貨幣給付の重要性が次第に増大しているのに、国家給付の一形態として貨幣給付の問題意識が余りにも長く遅れてはいないか。

例えば、社会保障費によって提供されるものに、金銭給付と実物給付があることはよく云われているが、その実物給付は用役給付と貨幣給付の混合形態である。わが国の生活保護費のうち医療扶助費の約三四％は給食費(貨幣給付)であることなども注目すべきで

あろう(例、佐藤吉男著、社会保障と財政、五七九頁参照)。

経済の安定的成長を促進するための財政政策の理論においても、この問題は重要な意味を持つと思う。近年の優れた財政学書である木下・藤田・橋本教授共著の「現代財政政策の理論」(一九五八年)に「公共資本形成や種々のタイプの経常的政府支出は、経済成長を積極的に促進する効果を持つ」と云っているが(同書二六〇頁参照)、この経済成長の促進効果は、政府支出Ⅱ資金の処分によって実現されるのか、資金の処分によって調達された貨幣・用役の処分によって実現されるのか、それともそれらの処分によって作出される国家給付のいかなる形態によって実現されるのか、その実現過程が明らかにされていないと思う。これらの実現過程が明らかにされていないことは、経済成長の財政政策理論の前進の障害となるであろうと思う。

私は卒直に疑問を提出したが、或は理解の不足に因るものがあるかも知れない。諸学者の忌憚のない批判をお願いしたい。また、ここに引用した諸著作はいずれも現代日本の代表的財政学書であるから、財政学に興味を持つ若い人々で、未だ読んでいないという人があったら、それらの諸著作を読んで考えることをお奨めする。